



鳥取県公報

平成 26 年 4 月 1 日 (火)
号外第 55 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等の一部改正 (257) (県土総務課) 2
	測量等業務の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等の一部改正 (258) (〃) 8

告 示

鳥取県告示第257号

平成24年鳥取県告示223号（測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

同日前に鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）第19条の規定による調達公告を行った測量等業務で、その執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なお従前の例による。

平成26年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥取県知事から資格停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、<u>入札に参加させない</u>こととする措置をいう。以下同じ。）を受けた期間に当該入札の開札の日（以下「開札日」という。）<u>が含まれていない</u>こと。</p> <p>(4) 鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱（平成19年7月27日付第200700062528号県土整備部長通知）第3条に規定する適用対象業務においては、同要綱第2条第2号に規定する成果品重点確認価格（以下「成果品重点確認価格」という。）を下回る価格で落札された測量等業務に係る成績評定（鳥取県測量等業務検査要綱（平成19年7月11日付第200700062336号県土整備部長通知）第8条第2項に規定する成績評定をいう。）において、業務評定点（鳥取県県土整備部測量等業務成績評定要綱（平成15年3月26日付管第2839号県土整備部長通知）第5条第3項に規定する総合評定点をいう。以下同じ。）が、<u>測量業務又は補償関係コンサルタント業務</u>にあつては77点未満、<u>土木関係建設コンサルタント業務</u>又は地質調査業務にあつては80点未満の場合には、当該測量等業</p>	<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥取県知事から資格停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、<u>指名業者に選定しない</u>こととする措置をいう。以下同じ。）を受けた期間が、<u>応募書類（当該入札への参加を希望する者があらかじめ提出しなければならない書類として調達公告で定めるものをいう。以下同じ。）を提出する期間として調達公告で定める期間（以下「応募期間」という。）の末日から当該入札の開札の日（以下「開札日」という。）までの期間</u>に含まれていないこと。</p> <p>(4) 鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱（平成19年7月27日付第200700062528号県土整備部長通知）第3条に規定する適用対象業務においては、同要綱第2条第2号に規定する成果品重点確認価格（以下「成果品重点確認価格」という。）を下回る価格で落札された測量等業務に係る成績評定（鳥取県測量等業務検査要綱（平成19年7月11日付第200700062336号県土整備部長通知）第8条第2項に規定する成績評定をいう。）において、業務評定点（鳥取県県土整備部測量等業務成績評定要綱（平成15年3月26日付管第2839号県土整備部長通知）第5条第3項に規定する総合評定点をいう。以下同じ。）が、<u>測量業務又は補償コンサルタント業務</u>にあつては77点未満、<u>建設コンサルタント業務</u>又は地質調査業務にあつては80点未満の場合には、当該測量等業務の属する</p>

務の属する発注業種（鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱第 5 条に規定する発注業種をいう。以下同じ。）については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める期間に開札日が含まれていないこと。

略

(5)～(8) 略

2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、入札書と併せて提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、その代表構成員が各構成員に係るものも一括して提出するものとする。

(1) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより記載すること。ただし、電子入札（入札規則第 19 条第 1 項第 6 号に規定する電子入札をいう。以下同じ。）の場合にあっては、入札参加書類（添付すべき書類を含み、持参すべき書類（当該書類に記載すべき事項を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）とするためには記録媒体に 3 メガバイトを超える容量が必要となるもの、正常に機能しないおそれのある記録媒体等に記録されているもの及びイの(イ)に定める添付書類その他調達公告で指定するものをいう。以下同じ。）を除く。）の作成に代えてインターネットの県のホームページ（<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>）（以下「入札情報HP」という。）の電子入札システムに係る所定の画面（以下「電子入札画面」という。）に記載すべき事項を入力するものとする。

ア 略

イ 当該入札に共同企業体として参加する場合にあっては、次に掲げる書類

(ア) 当該共同企業体の協定書の写し

(イ) 当該共同企業体の各構成員が発注業務の入札及び業務委託料の請求等に関する事務を代表者に委任することを証する委任状

ウ 略

(2) 入札参加書類及び入札書（以下「提出書類」

発注業種（鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱第 5 条に規定する発注業種をいう。以下同じ。）については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める期間が、応募期間の末日から開札日までの期間に含まれていないこと。

略

(5)～(8) 略

2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、入札書と併せて提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、その代表構成員が各構成員に係るものも一括して提出するものとする。

(1) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより記載すること。ただし、電子入札（入札規則第 19 条第 6 号に規定する電子入札をいう。以下同じ。）の場合にあっては、入札参加書類（添付すべき書類を含み、持参すべき書類（当該書類に記載すべき事項を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）とするためには記録媒体に 3 メガバイトを超える容量が必要となるもの、正常に機能しないおそれのある記録媒体等に記録されているもの及びイに定める添付書類その他調達公告で指定するものをいう。以下同じ。）を除く。）の作成に代えてインターネットの県のホームページ（<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>）（以下「入札情報HP」という。）の電子入札システムに係る所定の画面（以下「電子入札画面」という。）に記載すべき事項を入力するものとする。

ア 略

イ 当該入札に共同企業体として参加する場合、当該共同企業体の協定書の副本並びにその各構成員が発注業務の入札及び業務委託料の請求等に関する事務を代表構成員に委任することを証する委任状

ウ 略

(2) 入札参加書類及び入札書（以下「提出書類」

という。)は、調達公告で定めるところにより、提出期間内の各日(休日を除く。)の午前9時から午後5時15分までの間に、必要部数を提出場所に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による送達により提出すること。ただし、電子入札の場合にあっては、それらの方法に代えて、当該提出書類に記載すべき事項を電子入札画面に入力し、送信するものとする。この場合において、持参すべき書類があるときは、調達公告に定める提出期間の末日までに必要部数を提出場所に持参、郵便又は信書便による送達により提出すること。

なお、郵便又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

(3)・(4) 略

3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

(2)～(7) 略

(8) 鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱第3条に規定する適用対象業務においては、成果品重点確認価格を下回る価格での落札者(共同企業体として落札した場合にあっては、当該共同企業体のいずれかの構成員)は、次の表の左欄に掲げる発注業種に応じ、それぞれ同表の中欄に定める配置技術者として同表の右欄に定める資格を有する常勤技術者(以下「低価格配置技術者」という。)を配置しなければならない。この場合において、低価格配置技術者は、当該適用対象業務の他の低価格配置技術者若しくは担当技術者又は他の低価格落札業務(成果品重点確認価格

という。)は、調達公告で定めるところにより、提出期間内の各日(休日を除く。)の午前9時から午後5時15分までの間に、必要部数を提出場所に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による送達により提出すること。ただし、電子入札の場合にあっては、それらの方法に代えて、当該提出書類に記載すべき事項を電子入札画面に入力し、送信するものとする。この場合において、持参すべき書類があるときは、入札執行者の求めに応じて速やかに提出するものとする。

なお、郵便又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

(3)・(4) 略

3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2)～(7) 略

(8) 鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱第3条に規定する適用対象業務においては、成果品重点確認価格を下回る価格での落札者(共同企業体として落札した場合にあっては、当該共同企業体のいずれかの構成員)は、次の表の左欄に掲げる発注業種に応じ、それぞれ同表の中欄に定める管理技術者等及び照査技術者として同表の右欄に定める資格を有する常勤技術者(以下「低価格配置技術者」という。)を配置しなければならない。この場合において、低価格配置技術者は、他の低価格落札業務(成果品重点確認価格を下回る価格で落札された業務をいう。以下同

を下回る価格で落札された業務をいう。以下同じ。)の低価格配置技術者と兼務することはできない。また、当該適用対象業務の担当技術者は、他の低価格落札業務の低価格配置技術者又は担当技術者と兼務することができない。

じ。)の低価格配置技術者と兼務することはできない。また、低価格配置技術者調書(様式第2号)(次のアからウまでに掲げる条件を満たすものに限る。)をあらかじめ定められた期限(紙入札(電子入札以外の入札をいう。)の場合にあっては開札時、電子入札の場合にあっては開札日の翌日の正午とする。)までに提出できない者は失格とし、1か月間の資格停止とする。
ア 資格者証等が添付されているものであること。
イ 重大かつ明白な不備がないこと。
ウ 低価格配置技術者は、開札時において、他の低価格落札業務の低価格配置技術者に専任しているものでないこと。

発注業種	配置技術者	資格
測量業務	現場代理人 主任技術者 照査技術者	測量士
土木関係 建設コン サルタン ト業務	管理技術者 照査技術者	次のいずれかに該当する資格 ア 技術士(調達公告で定める技術士技術部門及び選択科目の技術資格を有する者に限る。) イ RCCM(調達公告で定めるシビルコンサルティングマネージャ専門技術部門の技術資格を有する者に限る。)
地質調査 業務	現場代理人 管理技術者 照査技術者	次のいずれかに該当する資格 ア 技術士(技術士技術部門を総合技術監理若しくは建設とし、選択科目を土質及び基礎とする技術資格を有する者又は技術士技術部門を応用理学とし、選択科目を地質とする技術資格を有する者に限る。) イ RCCM(シビルコンサルティングマネージャ専門技術部門を地質又は土質及び基礎とする技術資格を有する者に限る。) ウ 地質調査技士
補償関係 コンサル タント業 務	主任担当者	次のいずれかに該当する資格 ア 補償業務管理士 イ 不動産鑑定士 ウ 土地家屋調査士 エ 司法書士 オ 一級建築士
	照査技術者	補償業務管理士

発注業種	管理技術者等	資格
測量業務	現場代理人 主任技術者	測量士
土木関係 建設コン サルタン ト業務	管理技術者	次のいずれかに該当する資格 ア 技術士(調達公告で定める技術士技術部門及び選択科目の技術資格を有する者に限る。) イ RCCM(調達公告で定めるシビルコンサルティングマネージャ専門技術部門の技術資格を有する者に限る。)
地質調査 業務	現場代理人 管理技術者	次のいずれかに該当する資格 ア 技術士(技術士技術部門を総合技術監理若しくは建設とし、選択科目を土質及び基礎とする技術資格を有する者又は技術士技術部門を応用理学とし、選択科目を地質とする技術資格を有する者に限る。) イ RCCM(シビルコンサルティングマネージャ専門技術部門を地質又は土質及び基礎とする技術資格を有する者に限る。) ウ 地質調査技士
補償関係 コンサル タント業 務	主任担当者	次のいずれかに該当する資格 ア 補償業務管理士 イ 不動産鑑定士 ウ 土地家屋調査士 エ 司法書士 オ 一級建築士

なお、複数の業種からなる業務については、次により発注業種を定めるものとする。

ア 委託対象設計金額に占める当該業種の金額(以下「委託対象設計金額相当額」という。)が最も大きい業種を発注業種とする。

イ アにかかわらず、業種が次の表の左欄に掲げる

業務に該当する場合には、同表の右欄に定める業種を発注業種とする。

業種	発注業種
測量業務及び地質調査業務(委託対象設計金額相当額が100万円以上の場合に限る。)	地質調査業務
測量業務及び土木関係建設コンサルタント業務(委託対象設計金額相当額が100万円以上の場合に限る。以下この表の左欄において同じ。)	土木関係建設コンサルタント業務
土木関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務	
測量業務、土木関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務	

(9) 次に掲げる要件の全てを満たす低価格配置技術者調書(様式第2号)を紙入札(電子入札以外の入札をいう。)の場合にあっては開札時、電子入札の場合にあっては開札日の翌日の正午までに提出できない者は、失格とする。この場合において、同日に同じ発注機関において2回以上失格となった者又は低価格配置技術者調書を意図的に提出せず失格となった者は、1か月間の資格停止とする。

ア 資格者証等が添付されているものであること。

イ 重大かつ明白な不備がないこと。

ウ 低価格配置技術者は、開札時において、他の低価格落札業務の低価格配置技術者に専任しているものでないこと。

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

4～6 略

様式第1号

制限付一般競争入札参加申込書
提出日 平成 年 月 日

以下の測量等業務の制限付一般競争入札への参加を希望しますので、その資格の審査について、関係書類を添えて、以下のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

業務名：

住 所
商号又は名称
代 表 者 印
担 当 者
連絡先 (電話番号)

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

4～6 略

様式第1号

制限付一般競争入札参加申込書
提出日 平成 年 月 日

以下の測量等業務の制限付一般競争入札への参加を希望しますので、その資格の審査について、関係書類を添えて、以下のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

業務名：

住 所
商号又は名称
代 表 者 印
担 当 者
連絡先 (電話番号)

1 基本事項

番号	確認事項	記入欄			
略					
4	鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱第 5 条に規定する配置技術者等	略			
		現場代理人又は担当技術者		現場代理人又は担当技術者	
		主任技術者、管理技術者又は主任担当者		主任技術者、管理技術者又は主任担当者	
略					

2～6 略

様式第 2 号

低価格配置技術者調書

提出日 平成 年 月 日

当業務について、以下の者を低価格配置技術者とし、関係書類を添えて提出します。

なお、この調書に記載した技術者については、報告時において他の低価格落札業務の配置技術者に選任されていないこと並びに記載内容及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

業務名：

住 所
商号又は名称
代 表 者

印

低価格配置技術者の区分

配置技術者	現場代理人又は担当技術者	主任技術者、管理技術者又は主任担当者	照査技術者
低価格配置技術者氏名	略		
継続雇用期間	年月 (昭和・平成 年月日 採用)	年月 (昭和・平成 年月日 採用)	年月 (昭和・平成 年月日 採用)
調達公告で定める特定資格	略		
調達公告で定める同種業務履行実	業務名		
	発注機関名		
	業務場所		
	履行期間		
	業務委託料		
	受注形態		
	配置技術者又は担当技術者区分		
	業務内容		
	業務の		

1 基本事項

番号	確認事項	記入欄			
略					
4	鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱第 9 条に規定する配置技術者	略			
		管理技術者		管理技術者	
		担当技術者		担当技術者	
略					

2～6 略

様式第 2 号

低価格配置技術者調書

提出日 平成 年 月 日

当業務について、以下の者を低価格配置技術者とし、関係書類を添えて提出します。

なお、この調書に記載した技術者については、報告時において他の低価格落札業務の配置技術者に選任されていないこと並びに記載内容及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

業務名：

住 所
商号又は名称
代 表 者

印

低価格配置技術者の区分

配置技術者	主任技術者又は管理技術者	照査技術者
低価格配置技術者氏名	略	
継続雇用期間	年月 (昭和・平成 年月 日採用～応募書類提出締切日)	年月 (昭和・平成 年月 日採用～応募書類提出締切日)
調達公告で定める特定資格	略	
調達公告で定める同種業務履行実	業務名	
	発注機関名	
	業務場所	
	履行期間	
	業務委託料	
	受注形態	
	配置技術者又は担当技術者区分	
	業務内容	
	業務の	

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">績</td> <td style="width: 10%;">規模等</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>業務の 技術的 特記事 項</td> <td></td> </tr> </table> <p>添付書類 略</p>	績	規模等			業務の 技術的 特記事 項		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">績</td> <td style="width: 10%;">規模等</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>業務の 技術的 特記事 項</td> <td></td> </tr> </table> <p>添付書類 略</p>	績	規模等			業務の 技術的 特記事 項	
績	規模等												
	業務の 技術的 特記事 項												
績	規模等												
	業務の 技術的 特記事 項												

鳥取県告示第258号

平成24年鳥取県告示224号（測量等業務の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

同日前に鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）第19条の規定による調達公告を行った測量等業務で、その執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なお従前の例による。

平成26年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥取県知事から資格停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、<u>入札に参加させないこととする措置</u>をいう。以下同じ。）を受けた期間が、応募書類（当該入札への参加を希望する者があらかじめ提出しなければならない書類として調達公告で定めるものをいう。以下同じ。）を提出する期間として調達公告で定める期間（以下「応募期間」という。）の末日から当該入札の開札の日（以下「開札日」という。）までの期間に含まれていないこと。</p> <p>(4) 鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱（平成19年7月27日付第200700062528号県土整備部長通知）第3条に規定する適用対象業務においては、同要綱第2条第2号に規定する成果品重点確認価格（以下「成果品重点確認価格」という。）を下回る価格で落札された測量等業務に係る成績評定（鳥取県測量等業務検査要綱（平成19年7月11日付第200700062336号県土整備部長通知）第8条第2項に規定する成績評定をいう。）において、業務評定点（鳥取県県土整備部測量等業務成績評定要綱（平成15年3月26日付管第2839号県土整備部長通知）第5条第3項に規定する総</p>	<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥取県知事から資格停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、<u>指名業者に選定しないこととする措置</u>をいう。以下同じ。）を受けた期間が、応募書類（当該入札への参加を希望する者があらかじめ提出しなければならない書類として調達公告で定めるものをいう。以下同じ。）を提出する期間として調達公告で定める期間（以下「応募期間」という。）の末日から当該入札の開札の日（以下「開札日」という。）までの期間に含まれていないこと。</p> <p>(4) 鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱（平成19年7月27日付第200700062528号県土整備部長通知）第3条に規定する適用対象業務においては、同要綱第2条第2号に規定する成果品重点確認価格（以下「成果品重点確認価格」という。）を下回る価格で落札された測量等業務に係る成績評定（鳥取県測量等業務検査要綱（平成19年7月11日付第200700062336号県土整備部長通知）第8条第2項に規定する成績評定をいう。）において、業務評定点（鳥取県県土整備部測量等業務成績評定要綱（平成15年3月26日付管第2839号県土整備部長通知）第5条第3項に規定する総</p>

合評定点をいう。以下同じ。)が、測量業務又は補償関係コンサルタント業務にあつては77点未満、土木関係建設コンサルタント業務又は地質調査業務にあつては80点未満の場合には、当該測量等業務の属する発注業種(鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱第5条に規定する発注業種をいう。以下同じ。)については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める期間が、応募期間の末日から開札日までの期間に含まれていないこと。

略

(5)～(8) 略

2 入札参加者は、次に定めるところにより応募書類を作成し、提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、その代表構成員が各構成員に係るものも一括して提出するものとする。

(1) 応募書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより記載すること。ただし、電子入札(入札規則第19条第1項第6号に規定する電子入札をいう。以下同じ。)の場合にあつては、応募書類(添付すべき書類を含み、持参すべき書類(当該書類に記載すべき事項を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))とするためには記録媒体に3メガバイトを超える容量が必要となるもの、正常に機能しないおそれのある記録媒体等に記録されているもの及びイの(イ)に定める添付書類その他調達公告で指定するものをいう。以下同じ。))を除く。)の作成に代えて、インターネットの県のホームページ(<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>) (以下「入札情報HP」という。)の電子入札システムに係る所定の画面(以下「電子入札画面」という。)に記載すべき事項を入力するものとする。

ア 略

イ 当該入札に共同企業体として参加する場合にあつては、次に掲げる書類

(ア) 当該共同企業体の協定書の写し(イ) 当該共同企業体の各構成員が発注業務の入札及び業務委託料の請求等に関する事務を

合評定点をいう。以下同じ。)が、測量業務又は補償コンサルタント業務にあつては77点未満、建設コンサルタント業務又は地質調査業務にあつては80点未満の場合には、当該測量等業務の属する発注業種(鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱第5条に規定する発注業種をいう。以下同じ。)については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める期間が、応募期間の末日から開札日までの期間に含まれていないこと。

略

(5)～(8) 略

2 入札参加者は、次に定めるところにより応募書類を作成し、提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、その代表構成員が各構成員に係るものも一括して提出するものとする。

(1) 応募書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより記載すること。ただし、電子入札(入札規則第19条第6号に規定する電子入札をいう。以下同じ。)の場合にあつては、応募書類(添付すべき書類を含み、持参すべき書類(当該書類に記載すべき事項を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))とするためには記録媒体に3メガバイトを超える容量が必要となるもの、正常に機能しないおそれのある記録媒体等に記録されているもの及びイに定める添付書類その他調達公告で指定するものをいう。以下同じ。))を除く。)の作成に代えて、インターネットの県のホームページ(<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>) (以下「入札情報HP」という。)の電子入札システムに係る所定の画面(以下「電子入札画面」という。)に記載すべき事項を入力するものとする。

ア 略

イ 当該入札に共同企業体として参加する場合、当該共同企業体の協定書の副本並びにその各構成員が発注業務の入札及び業務委託料の請求等に関する事務を代表構成員に委任することを証する委任状

代表者に委任することを証する委任状

ウ 略

- (2) 応募書類は、調達公告で定めるところにより、応募期間内の各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時15分までの間に、必要部数を提出場所に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達により提出すること。ただし、電子入札の場合にあっては、それらの方法に代えて、当該応募書類に記載すべき事項を電子入札画面に入力し、送信するものとする。この場合において、持参すべき書類があるときは、調達公告に定める応募期間の末日までに必要部数を提出場所に持参、郵送又は信書便による送達により提出すること。

なお、郵便又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、応募期間の末日の午後4時までに到着したものに限り受け付ける。

(3)・(4) 略

3 略

4 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 落札者は、予定価格の範囲内において最低の価格をもって有効な入札をした者（失格とされた者を除く。以下同じ。）とする。ただし、調査基準価格（鳥取県県土整備部測量等業務低入札価格調査要綱（平成20年3月17日付第200700194529号鳥取県県土整備部長通知）第2条第2号に規定する価格をいう。以下同じ。）を設定する場合において、その者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と本件契約を締結するこ

ウ 略

- (2) 応募書類は、調達公告で定めるところにより、応募期間内の各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時15分までの間に、必要部数を提出場所に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達により提出すること。ただし、電子入札の場合にあっては、それらの方法に代えて、当該応募書類に記載すべき事項を電子入札画面に入力し、送信するものとする。この場合において、持参すべき書類があるときは、応募書類のすべてを持参するものとする。

なお、郵便又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、応募期間の末日の午後4時までに到着したものに限り受け付ける。

(3)・(4) 略

3 略

4 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

- (1) 落札者は、予定価格の範囲内において最低の価格をもって有効な入札をした者（失格とされた者を除く。以下同じ。）とする。ただし、調査基準価格（鳥取県県土整備部測量等業務低入札価格調査要綱（平成20年3月17日付第200700194529号鳥取県県土整備部長通知）第2条第2号に規定する価格をいう。以下同じ。）を設定する場合において、その者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と本件契約を締結するこ

とが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札をしたものを落札者とする。

- (3) 鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱第 3 条に規定する適用対象業務においては、成果品重点確認価格を下回る価格での落札者（共同企業体として落札した場合にあっては当該共同企業体のいずれかの構成員）は、次の表の左欄に掲げる発注業種に応じ、それぞれ同表の中欄に定める配置技術者として同表の右欄に定める資格を有する常勤技術者（以下「低価格配置技術者」という。）を配置しなければならない。この場合において、低価格配置技術者は、当該適用対象業務の他の低価格配置技術者若しくは担当技術者又は他の低価格落札業務（成果品重点確認価格を下回る価格で落札された業務をいう。以下同じ。）の低価格配置技術者と兼務することはできない。また、当該適用対象業務の担当技術者は、他の低価格落札業務の低価格配置技術者又は担当技術者と兼務することができない。

発注業種	配置技術者	資格
測量業務	現場代理人 主任技術者 <u>照査技術者</u>	測量士
土木関係 建設コン サルタン ト業務	管理技術者 <u>照査技術者</u>	次のいずれかに該当する資格 ア 技術士（調達公告で定める技術士技術部門及び選択科目の技術資格を有する者に限る。） イ R C C M（調達公告で定めるシビルコンサルティン グマネージャ専門技術部門 の技術資格を有する者に限 る。）

とが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者としない。

- (2) (1)のただし書の場合においては、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を改めて落札者とし、(1)のただし書を適用する。

- (3) 鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱第 3 条に規定する適用対象業務においては、成果品重点確認価格を下回る価格での落札者（共同企業体として落札した場合にあっては当該共同企業体のいずれかの構成員）は、次の表の左欄に掲げる発注業種に応じ、それぞれ同表の中欄に定める管理技術者等及び照査技術者として同表の右欄に定める資格を有する常勤技術者（以下「低価格配置技術者」という。）を配置しなければならない。この場合において、低価格配置技術者は他の低価格落札業務（成果品重点確認価格を下回る価格で落札された業務をいう。以下同じ。）の低価格配置技術者と兼務することはできない。また、低価格配置技術者調書（様式第 2 号）（次のアからウまでに掲げる条件を満たすものに限る。）をあらかじめ定められた期限（紙入札（電子入札以外の入札をいう。）の場合にあっては開札時、電子入札の場合にあっては開札日の翌日の正午とする。）までに提出できない者は失格とし、1 か月間の資格停止とする。

ア 資格者証等が添付されているものであること。

イ 重大かつ明白な不備がないこと。

ウ 低価格配置技術者は、開札時において、他の低価格落札業務の低価格配置技術者に専任しているものでないこと。

発注業種	管理技術者等	資格
測量業務	現場代理人 主任技術者	測量士
土木関係 建設コン サルタン ト業務	管理技術者	次のいずれかに該当する資格 ア 技術士（調達公告で定める技術士技術部門及び選択科目の技術資格を有する者に限る。） イ R C C M（調達公告で定めるシビルコンサルティン グマネージャ専門技術部門 の技術資格を有する者に限 る。）

地質調査 業務	現場代理人 管理技術者 照査技術者	次のいずれかに該当する資格 ア 技術士（技術士技術部門 を総合技術監理若しくは建 設とし、選択科目を土質及 び基礎とする技術資格を有 する者又は技術士技術部門 を応用理学とし、選択科目 を地質とする技術資格を有 する者に限る。） イ R C C M（シビルコンサル ティングマネージャ専門 技術部門を地質又は土質及 び基礎とする技術資格を有 する者に限る。） ウ 地質調査技士
補償関係 コンサル タント業 務	主任担当者	次のいずれかに該当する資格 ア 補償業務管理士 イ 不動産鑑定士 ウ 土地家屋調査士 エ 司法書士 オ 一級建築士
	照査技術者	補償業務管理士

地質調査 業務	現場代理人 管理技術者	次のいずれかに該当する資格 ア 技術士（技術士技術部門 を総合技術監理若しくは建 設とし、選択科目を土質及 び基礎とする技術資格を有 する者又は技術士技術部門 を応用理学とし、選択科目 を地質とする技術資格を有 する者に限る。） イ R C C M（シビルコンサル ティングマネージャ専門 技術部門を地質又は土質及 び基礎とする技術資格を有 する者に限る。） ウ 地質調査技士
補償関係 コンサル タント業 務	主任担当者	次のいずれかに該当する資格 ア 補償業務管理士 イ 不動産鑑定士 ウ 土地家屋調査士 エ 司法書士 オ 一級建築士

なお、複数の業種からなる業務については、次により発注業種を定めるものとする。

ア 委託対象設計金額に占める当該業種の金額（以下「委託対象設計金額相当額」という。）が最も大きい業種を発注業種とする。

イ アにかかわらず、業種が次の表の左欄に掲げる業務に該当する場合には、同表の右欄に定める業種を発注業種とする。

業種	発注業種
測量業務及び地質調査業務（委託対象設計金額相当額が100万円以上の場合に限る。）	地質調査業務
測量業務及び土木関係建設コンサルタント業務（委託対象設計金額相当額が100万円以上の場合に限る。以下この表の左欄において同じ。）	土木関係建設コンサルタント業務
土木関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務	
測量業務、土木関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務	

(4) 次に掲げる要件の全てを満たす低価格配置技術者調書（様式第2号）を紙入札（電子入札以外の入札をいう。）の場合にあつては開札時、電子入札の場合にあつては開札日の翌日の正午までに提出できない者は、失格とする。この場合において、同日に同じ発注機関において2回以上失格となった者又は低価格配置技術者調書を意図的に提出せず失格となった者は、1か月間の資格停止とする。

ア 資格者証等が添付されているものであること。

イ 重大かつ明白な不備がないこと。

ウ 低価格配置技術者は、開札時において、他の低価格落札業務の低価格配置技術者に専任して

いるものでないこと。

- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略

5 落札者が免税業者であるときは、落札決定後、免税業者であることを明記した届出書を提出すること。

6 略

7 略

様式第 1 号

限定公募型指名競争入札参加申込書
提出日 平成 年 月 日

以下の測量等業務の限定公募型指名競争入札への参加を希望しますので、その資格の審査について、関係書類を添えて、以下のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

業務名：

住 所
商号又は名称
代 表 者 印
担 当 者
連絡先（電話番号）

1 基本事項

番号	確認事項	記入欄			
略		略			
4	鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱第5条に規定する配置技術者等	現場代理人又は担当技術者		現場代理人又は担当技術者	
		主任技術者、管理技術者又は主任担当		主任技術者、管理技術者又は主任担当	
		略		略	

2～7 略

様式第 2 号

低価格配置技術者調書
提出日 平成 年 月 日

当業務について、以下の者を低価格配置技術者としますので、関係書類を添えて提出します。

なお、この調書に記載した技術者については、報告時において他の低価格落札業務の配置技術者に選任されていないこと並びに記載内容及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

業務名：

住 所
商号又は名称

- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略

5 略

6 略

様式第 1 号

限定公募型指名競争入札参加申込書
提出日 平成 年 月 日

以下の測量等業務の限定公募型指名競争入札への参加を希望しますので、その資格の審査について、関係書類を添えて、以下のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

業務名：

住 所
商号又は名称
代 表 者 印
担 当 者
連絡先（電話番号）

1 基本事項

番号	確認事項	記入欄			
略		略			
4	鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱第9条に規定する配置技術者	管理技術者		管理技術者	
		担当技術者		担当技術者	
		略		略	

2～7 略

様式第 2 号

低価格配置技術者調書
提出日 平成 年 月 日

当業務について、以下の者を低価格配置技術者としますので、関係書類を添えて提出します。

なお、この調書に記載した技術者については、報告時において他の低価格落札業務の配置技術者に選任されていないこと並びに記載内容及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

業務名：

住 所
商号又は名称

代 表 者				印	代 表 者				印
低価格配置技術者の区分					低価格配置技術者の区分				
配置技術者	現場代理人 又は 担当技術者	主任技術者、 管理技術者又 は主任担当者			配置技術者	主任技術者又 は管理技術者			
低価格配置 技術者氏名		略			低価格配置 技術者氏名	略			
継続雇用 期間	年 月 (昭和・平成 年 月 日採用)	年 月 (昭和・平成 年 月 日採用)	年 月 (昭和・平成 年 月 日採用)		継続雇用 期間	年 月 (昭和・平成 年 月 日採用～ 応募書類提出 締切日)	年 月 (昭和・平成 年 月 日採用～ 応募書類提出 締切日)		
調達公告で 定める特定 資格		略			調達公告で 定める特定 資格	略			
調達公告で 定める同種 業務履行 実績	業務名				業務名				
	発注 機関名				発注 機関名				
	業務 場所				業務 場所				
	履行 期間				履行 期間				
	業務 委託料				業務 委託料				
	受注 形態				受注 形態				
	配置技 術者又 は担当 技術者 区分				配置技 術者又 は担当 技術者 区分				
	業務 内容				業務 内容				
	業務の 規模等				業務の 規模等				
	業務の 技術的 特記事 項				業務の 技術的 特記事 項				
添付書類 略					添付書類 略				